

認知症対応型共同生活介護事業所及び 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

社会福祉法人 清 和 園
セイワ美浜グループホーム

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和園が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は セイワ美浜グループホーム とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

① 代表者 1名

② 管理者 2名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

③ 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

④ 介護支援職員

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。 共同生活住居（1ユニット9室×2）18名

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の支援・介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、保険者が定める利用者負担の割合の額とする。
ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | |
|--|--|
| ① 家賃 | 48,000円／月 |
| ② 食材料費 | 54,300円／月（30日）
(朝食 440 円、昼食 540 円、おやつ 200 円、夕食 630 円) |
| ③ 水道光熱費 | 16,290円／月 |
| 冬季加算（11月～2月） | 4,070円／月 |
| 夏季加算（7月～8月） | 4,070円／月 |
| ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実 費 |

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(栄養管理)

第14条 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生管理)

第15条 入居者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(衛生管理及び感染症対策)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 4 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束の適正化)

第20条 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設け、開催と共に、その結果を職員に周知する。

3 職員は、身体拘束等適正化のための研修を受講する。

(虐待防止に向けた体制等)

第21条 虐待発生の防止に向け、定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

2 虐待防止委員会を設ける。

3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(職員研修)

第22条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 利用者に対する介護に直接携わる職員が、一定の資格を持たない場合、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(運営推進会議の開催)

第23条 本事業所は、介護保険法に定める「地域との連携」において、運営協議会を設置し相互の情報交換及び連携の強化・協力体制の継続のもと、地域で生活する利用者のサービスの向上を目的として開催する。

(職場におけるハラスメント)

第24条 施設は職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に関し、法人が定めるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、もって職員の人権を尊重し、相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第25条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する

平成18年 4月 1日 改正

平成19年 8月 1日 改正

平成20年11月 1日 改正

平成23年 4月 1日 改正

平成27年5月27日一部改正し、平成27年8月1日より施行する。

平成31年3月25日一部改正し、平成31年4月1日から施行する。
令和元年9月11日一部改正し、令和元年10月1日から施行する。
令和3年6月10日一部改正し、同日から施行する。
令和5年3月28日一部改正し、令和5年4月1日から施行する。
令和6年3月28日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。
令和6年6月4日一部改正し、同日から施行する。
令和6年11月1日一部改正し、同日から施行する。
令和7年3月28日一部改正し、令和7年4月1日から施行する。